

## 秋田県防災士養成事業 実施要領

### 1 目的

県民の防災に対する意識の啓発、知識及び技能習得や向上を図るため、地域での防災活動の中核となる人材としての防災士を養成し、地域の防災力向上を目的とする。

### 2 防災士養成研修講座の実施

県は、認定特定非営利活動法人日本防災士機構（以下、「日本防災士機構」という。）の認証を申請し、研修実施機関として研修講座を実施する。

### 3 受講対象者

以下のいずれかに該当し、市町村からの推薦を受けた者とする。なお、学生・生徒、教育機関等に従事する教職員、自治体職員等については、その限りでない。

① 秋田県内の自主防災組織に所属、又は新規に設立する予定で、中核となって活動できる者。

② その他、県又は市町村が必要と認めた者

ただし、「防災士資格取得にかかる特例」に該当する者は本事業の募集対象から除く。

※ 特例該当者は、特例申請の対象（養成研修の履修、試験合格の免除等）となるため、本事業の募集対象外とする。

「防災士資格取得にかかる特例」該当者

- ・ 自衛官で、3尉以上の階級者（退職者を含む）
- ・ 警察官で、警部補以上の階級者（退職者を含む）
- ・ 消防吏員で、消防士長以上の階級者（退職者を含む）
- ・ 消防団員として分団長以上の階級者（退職者を含む）

### 4 募集定員

60名（原則として、市町村からの推薦を受けた者を優先とする）

なお、地域防災における男女共同参画推進の観点から、女性の積極的な参加を呼びかける。

### 5 受講に係る費用

受講者は以下の費用を受講料として負担する。

- (1) 防災士教本代金
- (2) 防災士資格取得試験受験料
- (3) 防災士認証登録料

なお、上記費用のほか、救急救命講習に係る費用を負担する場合がある。

### 6 受講要件

- (1) 履修確認レポートを提出すること。

- (2) 集合研修の全カリキュラムを受講するとともに、防災士資格取得試験に合格し、防災士資格の認証登録を行うこと。
- (3) 全国の消防機関、日本赤十字社等が実施する救急救命講習を受講して修了証、受講証を取得すること（基準は、消防機関の普通救急救命講習Ⅰと同等とする）。  
なお、試験合格後速やかに認証登録申請手続きができるよう、集合研修の受講までに救急救命講習を受講すること。  
ただし、修了証等は防災士認証登録申請時において、5年以内に発行された修了証であって、発行機関が定めた有効期限内のもののみを有効とする。

## 7 業務分担

- (1) 県が実施する業務
  - 県は、防災士養成講座を開催するにあたり、以下の業務を行う。なお、オからキについては、日本防災士機構が定める養成機関に業務を委託する。
  - ア 実施日程の決定
  - イ 研修会場の確保
  - ウ 市町村推薦受講者の決定
  - エ 受講者名簿の作成
  - オ 研修講座の企画・運営に関すること
  - カ 研修講座の実施に関すること
  - キ 日本防災士機構への各種申請等
- (2) 市町村が実施する業務
  - ア 受講者の推薦
  - イ 受講者変更の際の県への報告
  - ウ 受講者への支援（救急救命講習の受講ほか）
  - エ その他関係書類の受講者への送付及び県への提出等

### 附則

この要領は、令和5年6月2日から施行する。

### 附則

この要領は、令和6年4月1日から施行する。